

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案及び平成二十四年四月環境省告示第六十三号（環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項）の一部を改正する件の概要

令和 8 年 8 月

環境省大臣官房環境影響評価課

1. 背景

第 217 回国会において成立した環境影響評価法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）において、建替事業（既存工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設する事業）に係る配慮書手続の見直し等を規定した。

改正法の施行のため、環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）及び環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項（平成 24 年 4 月環境省告示第 63 号）について、所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

（1）環境影響評価法施行令の改正

○本政令案による改正後の環境影響評価法施行令第 7 条の 2 関係

改正法により、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 3 第 2 項において、既存工作物を除却等した上で、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において、当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）を新設する事業（以下「建替事業」という。）を実施しようとする者が作成する計画段階環境配慮書の記載事項が規定された。

これを受けて、令和 7 年 10 月から開催した「改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会」での議論も踏まえ、

- ・火力発電所の設置又は変更の工事の事業に係る政令で定める距離は 300 メートル、政令で定める数値は新設する発電所又は発電設備の出力について既存の発電所又は発電設備の出力に対する比が 2.0

- ・地熱発電所の設置又は変更の工事の事業に係る政令で定める距離は 300 メートル、政令で定める数値は新設する発電所又は発電設備の出力について既存の発電所又は発電設備の出力に対する比が 1.3
 - ・風力発電所の設置又は変更の工事の事業に係る政令で定める距離は 300 メートル、政令で定める数値は新設する発電所又は発電設備の出力について既存の発電所又は発電設備の出力に対する比が 1.1
- とする規定を新設することとする。

○本政令案による改正後の環境影響評価法施行令別表関係

ダムの改築の事業に係る第一種事業及び第二種事業の要件等を定めることとする。

(2) 環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項の改正

環境影響評価法において、計画段階配慮事項の選定等に関する指針につき主務大臣が主務省令において定めることとされており、環境大臣は、当該指針に関する基本的事項を定めて公表することとされている。これを受けて、環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項（平成 24 年 4 月環境省告示第 63 号）が制定されている。

今般、改正法において、建替事業を実施しようとする者が作成する計画段階環境配慮書の記載事項が規定されたことを踏まえ、建替事業に係る計画段階配慮事項の選定等に関する指針に関する基本的事項を定めるため、同告示について所要の改正を行う。

3. 施行期日

改正法の施行の日（令和 9 年 4 月 1 日予定）から施行する。